

2026 年度 A I 活用農業地域展開促進業務 委託仕様書

1 業務名

A I 活用農業地域展開促進業務

2 業務目的

近年、A I 技術の急速な進展により、需要予測や作業計画の最適化など、農業経営における A I 活用が実用化段階を迎えている。一方で、県内における A I 導入は一部の経営体による個別的な取組に留まっており、地域全体への普及・展開には至っていない。

また、農業経営を取り巻く環境は、資材価格の高騰や市場変動等による不確実性の高まりを背景として、従来の経験や勘に依存した経営から、データに基づく意思決定を重視する経営への転換が求められている。このため、A I 技術を活用し、省力化と収益性向上を両立する新たな農業経営モデルを構築するとともに、県内の多様な作目・産地へ展開可能な仕組みを整備する必要がある。

しかしながら、A I 活用は地域条件や作目特性に応じた個別最適化が不可欠であり、導入プロセスや支援手法が十分に体系化されていないことから、県内で横展開するための標準的な導入モデルが確立されていない。

そこで本業務では、実際の産地における実証を通じて A I 導入による効果や課題を検証し、地域や作目の特性に応じて応用可能な導入モデル及び導入プロセスを整理・具体化するとともに、2027 年度以降の県内展開に向けた戦略及び実施手順を策定する。また、A I 活用の普及・定着を支える人材育成及び支援体制のあり方を検討し、持続的な推進基盤の構築を図ることで、県内における A I 活用の普及及び地域展開につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約日から 2027 年 3 月 26 日(金)まで

4 業務内容

(1) 事業全体のマネジメント

受託者は、本業務の円滑な推進を図るため、県との定期的な打合せ(月 1 回程度を想定)を実施し、業務全体の進捗管理、課題整理及び実施内容の調整を行うこと。

また、打合せ資料及び議事録を作成し、県へ提出すること。

(2) 農業経営への A I 導入実証の実施

県内農業経営体を対象として、生成 A I を活用した農業経営支援について実証を実施し、その有効性及び課題を整理すること。また、実証を通じて農業経営への A I 活用手法を整理し、今後の地域展開に向けた基礎資料として「品目別 A I 活用モデルシート」を作成すること。なお、本シートは、次年度以降も改良を行うことを前提とし、次年度以降の改善項目についても整理すること。

実証を行う対象品目及び実証経営体の選定並びに選定の方法については、県と協議の上、次の事項を考慮して決定すること。

- ・園芸作物、土地利用型作物その他の品目を考慮すること
- ・地域特性及び経営類型の多様性に配慮すること
- ・原則として1品目当たり1経営体とし、3品目以上を対象とすること
- ・2026年10月から2027年2月までの期間内にデータ取得及び効果検証が可能なものとする
こと
実証の実施に当たっては、県普及指導員が参画し、実践を通じて農業経営体へのA I 導入支援
手法を習得するとともに、県内各地域で継続的な導入支援を行うための支援体制づくりにつな
げること。

＜実施内容＞

- ・対象品目及び実証経営体の選定（3品目以上）
- ・実証計画の作成
- ・現状分析
- ・経営課題の整理
- ・情報及びデータの整理
- ・A I 活用方法の設計
- ・A I ツール等の設定支援
- ・試行運用
- ・効果検証
- ・課題整理

＜成果物＞

- ・実証計画書
- ・実証経営体一覧
- ・A I 導入実証報告書
- ・品目別A I 活用モデルシート

※モデルシートの想定項目

対象者、活用場面、必要データ、導入手順、導入費用、期待効果、導入上の留意点、普及指導
員の支援ポイント、今後の改善項目等

（３）成果報告会の実施

実証成果の横展開を図るため、生産者、J A、普及指導員その他関係者を対象とした成果報告会
を開催すること。

成果報告会では、実証内容、導入プロセス、導入効果及び課題等について紹介するとともに、現
場における活用イメージを共有できる内容とすること。

また、参加者アンケートを実施し、A I 導入に対する意識、導入意向及び支援ニーズ等を把握す
るとともに、結果を取りまとめること。

成果報告会は2027年2月に開催することとし、開催方法（対面、オンライン又はその併用）、会
場及び規模については、県と協議の上決定すること。会場を借用する場合は、受託者が手配するこ
と。

＜成果物＞

- ・成果報告会実施報告書
- ・参加者一覧
- ・配布資料
- ・アンケート結果報告書

（４）農業者向けＡＩ導入ガイドラインの作成

実証結果を踏まえ、農業者が生成ＡＩを導入する際の参考となるガイドラインを作成すること。

＜記載事項（例）＞

- ・ＡＩ導入の基本的な考え方
- ・導入手順
- ・必要となるデータ・情報
- ・活用事例
- ・導入費用の目安
- ・留意事項
- ・導入時によくある課題と対応方法

＜成果物＞

- ・農業者向けＡＩ導入ガイドライン

（５）普及指導員向け支援ハンドブックの作成

普及指導員等が農業者へのＡＩ導入支援を行う際に活用できる支援マニュアルを作成すること。

＜記載事項（例）＞

- ・ヒアリング手法
- ・経営課題整理手法
- ・ＡＩ導入支援の進め方
- ・効果確認手法
- ・フォローアップ手法
- ・相談対応事例
- ・導入判断チェックシート

＜成果物＞

- ・普及指導員向けＡＩ導入支援ハンドブック

（６）普及指導員等のＡＩ活用支援力の向上

県普及指導員等を対象として、農業経営へのＡＩ導入支援を行うための知識及び実践的支援能力の向上を図ること。

実施に当たっては、講義形式による知識習得に加え、実証経営体への伴走支援への参画、事例共有及び相談対応を通じた実践型の取組とすること。研修終了後は参加者アンケートを実施し、理解度及び今後の支援ニーズを把握すること。

また、実証期間中において、普及指導員等が随時相談可能な支援体制を構築すること。

＜実施内容（例）＞

- ・ A I 活用に関する基礎知識の習得支援（2 回程度）
- ・ 農業経営への活用事例共有
- ・ 実証経営体への同行支援・実践支援（3 回程度）
- ・ 支援事例の共有・振り返り
- ・ 個別相談対応
- ・ コミュニティ形成及び情報交換

＜成果物＞

- ・ 普及指導員等支援力向上実施報告書
- ・ 実施資料
- ・ 参加者一覧
- ・ 支援事例集
- ・ 理解度アンケート結果

（7）A I 活用地域展開戦略の策定

実証結果を踏まえ、2027 年度以降の県内展開に向けた「A I 活用地域展開戦略」を策定すること。作成にあたっては、概要版及び詳細版を作成すること。

また、K P I については測定方法及び測定時期を整理すること。

＜戦略に盛り込む事項（案）＞

※実際の項目については、県と調整して決定するものとする

ア 展開対象

- ・ 対象品目
- ・ 対象地域
- ・ 品目ごとの優先順位
- ・ 対象経営体（規模、経営類型等）

イ 推進体制

- ・ 県（行政・普及組織）、J A、民間事業者、関係者の役割分担

ウ 展開手法（次に掲げるもの等を活用した横展開手法）

- ・ 実証農家による成果発表
- ・ 部会活動での普及
- ・ J A研修会
- ・ 普及指導活動
- ・ 先進事例の活用

エ 人材育成方策

- ・ 普及指導員等育成
- ・ 実践コミュニティ形成

オ ロードマップ

- ・ 2027 年度から 2029 年度までの展開スケジュール

- ・対象品目拡大
- ・人材育成
- ・導入目標

カ K P I

以下の項目を参考に県と協議の上、整理すること。

<項目>

A I 活用モデル品目数、A I 導入支援人材数、A I 導入経営体数、A I 導入産地数、経営改善事例数、A I 活用継続率、2029 年度目標値

(8) 対象経費

(1) から (7) までの実施に要する経費が対象であり、実証にあたっては、次のようなものを想定している。ただし、継続的に発生する通信費や利用料等のランニングコストについては、実証経営体の負担を前提とする。

<実証に係る経費の想定>

データ収集及び整理、A I システム等の構築、センサー等の設置及び軽微な改修、効果検証等の実施に係る経費。対象経費の判断に迷うものは、事前に相談すること。

5 実績報告

受託者は、業務を完了した際は、以下の成果物等を遅滞なく提出すること。

(1) 成果物等

ア 委託業務実績報告書

4 の業務内容で示す項目について、実施結果及び成果をとりまとめたもの（様式任意）。
なお、本報告書には、以下のものを参考として添付すること。

- ・収集したデータ
- ・各種打ち合わせ記録
- ・ヒアリング記録
- ・本業務で使用した各種文書

イ 成果物

- ・成果物一覧
- ・実証計画書
- ・実証経営体一覧
- ・A I 導入実証報告書
- ・品目別 A I 活用モデルシート
- ・成果報告会実施報告書（参加者一覧、配布資料及びアンケート結果報告書を含む。）
- ・農業者向け A I 導入ガイドライン
- ・普及指導員向け A I 導入支援ハンドブック
- ・普及指導員等支援力向上実施報告書（実施資料、参加者一覧、支援事例集及び理解度アンケート

ト結果を含む。)

- ・ A I 活用地域展開戦略 (2027～2029 年度) (概要版及び詳細版)

(2) 納品方法

- ・ 成果物等は、A 4 判縦・横書き (作図等は適宜使用し、A 3 判の折込可) 5 部とその内容を記録した電子媒体 2 部を提出すること。
- ・ 本業務における制作物については、その内容を記録した電子媒体 2 部を提出すること。
- ・ 電子媒体には、編集可能な形式 (Word、Excel、PowerPoint 等) 及び PDF 形式の双方を格納すること。

(3) 納期

契約期間内に提出すること。

(4) 納入場所

愛知県農業水産局農政部農業経営課

(5) 検査

受託者は、業務完了後、委託業務実績報告書及び成果物を県に提出し、県の検査を受けること。検査の結果、内容に不備があると認められた場合は、県が指示する期限までに修正の上、再提出すること。

なお、契約期間内に検査を完了する必要があることから、成果物は 2027 年 3 月 19 日 (金) までに提出すること。

(6) その他

- ・ 受託者は、成果物の著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ) を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- ・ 納入される成果物等について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- ・ 県から経過報告を求められたときは、速やかに対応すること。
- ・ 受託者は、本業務において作成した資料等について、県から求めがあった場合は、二次利用及び次年度以降の改訂が可能な形式で提供すること。
- ・ 本業務の実施に伴い取得した機械・機器等の財産は、県に帰属しないものとする。実証終了後の当該財産の取扱い (撤去、譲渡、継続利用等) については、あらかじめ実証経営体と協議の上決定し、県に報告すること。
- ・ 本業務の実証において取得したデータの帰属及び二次利用の範囲については、あらかじめ実証経営体の確認を得た上で、県と協議して定めること。

6 留意事項

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、円滑な業務実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。また、担当者が変更となる場合は、事前に県へ報告し、円滑な引継ぎを実施すること。
- (2) 受託者は、本業務を通じて知り得た業務上の秘密や個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとし、本業務の実施以外の目的のために使用し、または第三者に漏えいしてはならない。特に、農業経営データ、販売情報、顧客情報その他の機微情報を生成 A I 等へ入力する場合は、情報管理及び利用規約等に十分留意し、安全な利用に努めること。
- (3) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従うこと。